

資料編 II

ここに掲載する新聞等の資料類①～⑦は、阪神大震災を契機に社会的注目をあびている「非営利（NPO）組織・ボランティア組織の立法化」に関わるものを中心としました。労働者協同組合法制化へむけて、この動向を無視することはできず、一致する点では協力の関係をすすめながら、非営利性や市民的公共性のあり方に関わって実りある論議を交流することがのぞまれます。

なお海外の労働者協同組合法で参考となるものは、以下の文献に掲載されています。

- ・日本労働者協同組合連合会編『ワーカーズコープの挑戦』（1993年、労働旬報社）
フランスの労働者協同組合法を掲載
- ・富沢賢治他著『協同組合の拓く社会—スペイン・モンドラゴンの創造と探求』（1988年、みんけん出版）
スペイン協同組合法、モンドラゴン協同組合基本原則を掲載（編集部）

①市民活動を支える制度をつくる会C's News Letter創刊号



市民活動を支える制度をつくる会 C's
News Letter
創刊号 発行人：松原明
1995年2月1日号
東京都千代田区飯田橋4-4-5-501 TEL 03-5210-3526 FAX 03-5210-2047

今月のトピック

ボランティア支援立法にむけ政府の取り組み始まる

阪神大震災を契機に、政府はボランティア支援のための立法の検討を本格的にスタートさせるようだ。2月始めには、関係省庁からなるプロジェクトチームが発足する。一方、昨年末より与党三党の間でも、NPO法のためのプロジェクトチームができるなど、市民活動をめぐる法整備の動きは、急速な展開を見せ始めた。

◆政府がプロジェクトチームを発足させる

阪神大震災に対する対応の中で、政府は新たにボランティア活動支援のための立法を行う用意の

あることを明らかにした。これは、1月27日の衆院予算委員会で、加藤紘一議員（自民党）の質問に五十嵐広三官房長官が答えて述べたもの。

質疑のやりとりの詳細は不明だが、各紙の報道によると、加藤議員の質問に答えて、関係閣僚は次のようなことを述べた。

村山首相は、被災地でのボランティア活動について、「活動がしやすい環境を作るとともに、けがをした時の補償を考える必要がある。」

野中自治省は「活動への寄付の受け入れ窓口や基金づくりに協力したい。ボランティア保険も自

治体で考えるべきだ。」

前田法相は「法人格付与のための個別立法の必要性について検討している。」

また、これらをまとめる形で五十嵐官房長官が、関係省庁によるボランティア団体への寄付の税額控除や法人化の問題を検討するプロジェクトチームをつくる方針であることを表明した。

29日には、阪神大震災緊急対策本部の会合が開かれ、ボランティア支援立法を念頭において検討を進めることが決められた。その後、五十嵐官房長官から関係省庁へチームを立ち上げるように指示があった。最初の関係省庁による会合は2月3日に開かれる予定である。

現在、新聞記事などから関係することが判明している省庁は次の通り。

大蔵、総理府、総務、経済企画、法務、自治、厚生、文部、環境。中心となっているのは経済企画庁である。

チームのスケジュールとしては、米国などの海外の事情も調査した上で、夏前までには結論を出す方針であるとされている。

◆検討されるボランティア新法の内容は

検討されることになるボランティア新法の内容については、現在のところ五十嵐官房長官が27日の記者会見で明らかにした以上のものはシーズでは擱んでいない。

各紙の報道をまとめると、次のような大枠が述べられたようだ。

- 1) ボランティア活動支援については特別立法で対応する。
- 2) 具体的には次の3つの方向性を検討する。
 - ①届出制によって現在任意団体であるボランティア団体が公益法人格をとれるようにする。
 - ②ボランティア団体への寄付に対して課税控除を行う。
 - ③ボランティア個人が保険に加入するときには国が保険料を半額補助する。(29日の政府会合では、「2次災害に巻き込まれた際の補償」という表現に変わった)

3) 法人格付与にあたっては、その基準や団体の活動をチェックすることも規定する。

さらに、五十嵐官房長官は、記者会見や29日のNHKの日曜討論で、ボランティア活動への支援の整備が遅れていた原因として、「今まではボランティア活動に関する主務官庁も決まっていなかった」(ことが問題だった)と述べている。

これは、各分野にまたがっているボランティア活動を一括する主務官庁の設定を想定したものと受けとめることも出来、その真意が気に掛かる。

また、自治省の基金創設案などのようなアイデアも今後プロジェクトチームで出されることが予想される。

対象となるボランティア団体の分野が、現在の災害復興に関わっている団体だけに限定されないか、という懸念がシーズ事務局に寄せられている。これに関しては、「政府としては、個人や団体が災害復旧や国際貢献で活動しやすくするため」(朝日;30日朝刊)に法案の検討に入ったこと。環境庁などがチームに入っていること。与党三党のプロジェクト(後述)は、阪神大震災以前から立ち上がっており、広範囲な市民団体を対象としていたこと、などから現在は、平常時の広範囲な市民団体を対象にしていると考えられる。ただ、今後どう変化するかは見通せない現状だ。

◆シーズは申し入れなど緊急対応を検討

シーズ事務局としては、ボランティア支援のための立法が政府から提案されたことに対して、基本的には歓迎している。しかし、立法が政府主導のみで進む可能性があることと、阪神大震災という非常事態に対応しての立法であるということに懸念を覚えている。

シーズ運営委員会が、政府表明の直前の25日に開かれたこともあり、現在は情報収集に力を入れている。事務局サイドとしては、早い時期に政府に申し入れをするなりの対応策を実施し、各分野の市民団体と協力しながら、法律の内容をシーズの主張に沿う方向に持っていきたいと考えている。(1月31日)

与党三党のNPO法研究会スタートする

さきがけがNPO法の立法を検討へ

新党さきがけが、有志で開いていたNPS支援問題研究会（座長：梁瀬進）の結論をレポートとして昨年12月12日に公表した。このレポートでは次の措置が案として上がっている。

1) 法人格付与

- ①許可制から届け出制に変更
- ②付与の基準、条件の明確化
- ③法人の活動情報の開示
- ④上記に関する法制度の整備

2) 税に関する措置

- ①法人格の付与と課税特典の付与の分離
- ②個人寄付に対する所得控除の創設
- ③企業寄付の定義の見直し
- ④企業の一般寄付に対する損金算入限度枠拡大
- ⑤公益法人のみなし寄付金限度枠の拡大
- ⑥特定公益増益法人制度の抜本的見直し

3) 公的助成、補助制度

- ①助成対象の拡大、交付要件の緩和
- ②助成項目の改善（人件費、運営費）
- ③公的基金などの運営の改善

この報告を受けて、さきがけとしては政策調査会のもとに正式に、NPS支援問題プロジェクトを設置した。立法化に向け具体的検討に入るとされており、今後の活動が注目される。

（このレポートが欲しい場合（実費要）には、シーズ事務局までお問い合わせください）

自民党に党の事務局開設

自民党はこのNPO法と与党三党間で協議できる優先的な政策課題の一つと位置づけたようだ。11月17日、NPOに関する、自民党と社会党の二党間レベルでは初めての会合が都内のホテルでもたれた。自民党からは加藤紘一政調会長、古賀誠衆議院議員、自民党総合政策研究所主任研究員、社会党からは峰崎直樹参議院議員、自治労からは本

部担当書記、説明員として東京自治研究センター研究員が同席した。今後の社会を考えるにあたってNPOは戦略的な重要性を持つという点で自民・社会両党の見解は一致した。議員による十数名内外の研究会をつくるため、自民・社会・さきがけ三党の政調会長会談を行うこと、研究会の事務局を自民党総合政策研究所におくこと、各党はそれぞれ党に持ち帰って、議論を深めることなどが確認された。

各党では、部会、政策審議会などの検討が行われ三党合同の研究会は現在まで合計3回開かれている。

検討の過程で、自民党「新宣言」（党基本問題調査会答申）、社会党「95宣言」、党税制大綱それぞれにNPO法制度の必要性を明確な文言で入れるよう努力が図られたが、残念ながら時期尚早との理由で実現しなかった。

なお、1月27日の衆議院予算委員会での加藤衆議院議員の質問は、この自民党内のプロジェクトから出たものと考えられ、自民党の積極的な姿勢が目立つ。

ただ、質問時にさきがけなどと十分協議されたものではないとの情報もあり、今後三党合同のプロジェクトがどのような進展をするのかは、よくわからない。

社会党も研究会を開設

この与党協議を受けてか、社会党でもNPO法のための研究会が昨年12月5日有志でスタートした。これは「NPO推進のための作業委員会」というもの。メンバーは峰崎直樹参議院議員、堂本暁子参議院議員、五島正規衆議院議員、社会党政策審議会、社会党国民生活局、社会新報である。事務局は峰崎議員の秘書が中心となるようだ。峰崎議員、堂本議員ともに参議院大蔵委員会ということもあり、話は、地方分権と消費税とセットになったNPO税制が中心だということである。一

方、協同組合などを研究している協同社会研究会とも連携しているということで、公益性の問題や非営利性の問題などの市民団体の基準という点で、今後どのような方向性を打ち出していくのかが不明瞭な点が気にかかる。

また今年に入りメンバーの一人堂本議員が社会党からさきがけに移った経緯があり、先行きはよくわからない。

新進党も重点政策に

民間非営利セクターの育成を挙げる

新進党は昨年12月10日に開かれた結党大会で採択された「当面する重点課題」で次のような文言を採択した。

「また、民間の活力を生かす立場から、その役割が世界的に注目を集めている民間非営利公益セクターを積極的に創造し、多様な価値観の受け皿づくりを行う。」

この具体的施策がどのようなものになるのか、未だ不明ではあるが、今後なんらかの動きが出てくるものと考えられる。

ボランティア推進に関する広中私案を公表

ボランティア活動の推進のための広中和歌子参議院議員が自らの私案を昨年11月に公表した。基本法となっており、NPO法の項目も若干含んでいる。(この私案を欲しい場合(実費要)には、シーズ事務局までお問い合わせください)

大蔵はNPO/NGO立法に対し

特増法人制度内で対処する考えか

昨年後半から、政府も、NGO/NPO立法に対するの要望・世論の高まりを気にしてか、対応策の検討に入ったようだ。特に税制の面での議論が行われている。

昨年秋には、武村大蔵大臣と大蔵省との間で、寄付金税制についての勉強会が開かれている。

11月18日の参議院大蔵委員会での堂本議員がNPO立法の必要性を問いただしたのに対して、武村大蔵大臣はNPO制度の問題に関して次のように問題点を述べている。

「単純に免税といっても税を免じるということ

は補助金を出すことと同じであり、きちんとした公共性がなければ許されないこと。どういう組織、条件なら認めていくのか、きちんと論議すべきである。今の公益法人の中でも役員の私的な運営がなされている問題のある法人もあり、きちんとしなければならないと考えている。(たしかに)幅を広げてもっと弾力的に運用していく必要はある(が)。諸外国の寄付の条件も勉強したが、日本は特別厳しいわけでない。」

さらにこのような弾力的な運用としては

「新しい改革が進むまでの間、地球環境事業団に地球環境基金があるが、このようなものを通して、NPOが実質寄付の恩恵がある道があると考えている。」

と答えている。また小川主税局長はそれにつけ加えて、

「誰がいったこの問題を処理していったらよいのか。それが免税のために担保されなければならない。どこでやったらよいのかという問題がある。」

と断った上で

「助成財団のように、公益活動の中で助成ができる、その受け手である財団が特定公益増進法人としてある。それを活用しながら進んでいく」べきであると解答している。

また、11月22日に行われた武村大蔵大臣とNGOとの懇談会(JANIC主催)においても、シャブラニールの川口事務局長や曹洞宗国際ボランティア会の有馬会長の要望に対して、武村大臣はNGO全体の意見調整というポイントを強調した上で「NGO全体で一つの特増公益増進法人を作り、それに入ってみんなうまく寄付金を集められる仕組みがいいのではないか、と思う」と述べた。

松原(シーズ)が「その方法はNGOの独立性をそぐ」と反論したが、大臣は「そんなことはないと思う」という返事だった。

また別ルートのジャーナリストから、このような寄付金のトンネルとして、一つの特増公益増進法人を設立するというプランが進んでいるとの情報もあった。

これらのことから、NGOに寄付をスルーさせるための特定公益増進法人（もしくは民間基金）のアイデアが出現してくる可能性も強い。これをもってNPO立法に対処しようということになる

かもしれない。

ただ阪神大震災の影響で、2月に入ったから特別立法のプロジェクトがスタートすることになるので、この案が存続するかどうかは不明である。

「活動の場」整備急げ

——NPO研究フォーラム会長の
本間正明・大阪大教授

国民の財政負担の程度を示す国民負担率は、現在約三七・三％。数字からだけだと「小さな政府」に見える。しかしそう考えると危険だ。政府は規制や行政指導という形で、製造・流通・金融などをコントロールしている。パワーを持った「大きな政府」と言える。なぜ、われわれは自己責任をなくしてしまったのか。急激な近代化を進めた明治政府以来、官民の上下関係の伝統はあったにしても、一九四〇年の戦時統制が決定的だった。戦争遂行という国家目標の下に、産業界は丸ごと政府の統制下に入っていた。

戦後になっても、この体制は崩れなかった。目標が経済復興、成長の維持に変わっただけである。それは人々の目標でもあったから、国が決め、個人と企業はその枠の中で努力するというのを疑わなかった。その過程で、公益的な活動をすべて政府・行政に任せればよいという「お上一任」意識が定着したのではないか。個人が社会問題に関心をもちことが異端視される風潮が育ってしまった。ところが八〇年代になると、経済的豊かさを追うだけでなく、人間性あふれる生き方をしたいという個人が出てきた。企業にも海外

進出先の地域との摩擦などをきっかけて、深刻な反省が生まれた。ベルリンの壁の崩壊も大きかった。イデオロギーを超えて、欧米を中心にNPOや非政府組織（NGO）の活動がさらに広まった。この流れは日本をも巻き込んだ。人々の意識は、思ったより深いところで変わっている。間接民主主義が機能不全に陥っている今、自分の価値観と方法で社会にかかわりたいと思う人は、ますます増えるだろう。

政府の失敗と市場の失敗を市民の手で直す活動の場として、非営利・非政府セクターを活性化するための基盤整備を、早急に進めなければならぬ。市民が自発的な活動のネットワークで、国内問題、国際社会とかわるるとき、初めて顔の見える国に脱皮できる。

② 朝日新聞 一九九五年二月二十七日

ボランティア活動から文化支援まで、幅広い分野で取り組む非営利組織が近年目覚ましい広がりを見せている。それら全体の実態を、かむデータは無きに等しかったが、このほど国際的な共同研究がまとまり、規模が拡大中なのはもとより、社会・経済の上でも想以上に大きな位置を占める事実が浮かび上がった。生活・文化にも新しいシステムをもたらそうとする調査結果と、今後の課題をレポートする。

文化を支える

いる、就業者千人に一人の割合に

- 第1 非営利セクターの国際分類文化とレクリエーション(ミュージアム、芸術団体等)
- 第2 教育と研究(非公立の教育機関、研究機関等)
- 第3 保健医療(病院、療養所等)
- 第4 ソーシャル・サービス(福祉、災害・難民救助の機関等)
- 第5 環境(自然保護、資源保存機関等)
- 第6 開発と住宅(経済・社会開発、職業訓練機関等)
- 第7 法律、アドボカシー活動と政治(市民団体、消費者保護団体、政党等)
- 第8 フィランソロピー仲介、ボランティアの応援(助成財団等)
- 第9 国際活動(開発援助、国際交流機関、文化交流機関等)
- 第10 宗教
- 第11 業界・職業団体、連合
- 第12 その他

フィットと表現される。ここまではほぼ共通の理解なのだが、これだけでは濃然としている。具体的には、ボランティア団体、国際協力の機関、芸術団体、博物館や美術館、文化支援の組織などが含まれてくる。民間の公益法人も入る。

もの。三、目的は公益であり、営利追求も利益配分はしない。四、自主的な管理能力を持ち、外部の支配を受けない。五、善い、ボランティア性つまり自発的な意思で運営している。これに六、宗教に關係しない。七、政治的組織ではないことが加わる。これに沿って系統をグループ分けした国際分類も作成した。この表でいう第十、十一は、同じ非営利でも別のものである。また例えは私立の学校、教育機関、病院などは含まれるが、同組合、保険会社などは入らない。現れたデータをサロモン教授は「例えは」として、「このセクターの雇用人員はどのくらいか」「経費支出はどのくらいか」と、このセクターの雇用人員はどのくらいか、民間財団の推進役でもある林道二郎氏は「一つも当たらなかった」と苦笑していた。

相互連携など新しい潮流も 経費支出の面では、欧米・日本の七カ国で年間六十六億ドル。これはGIMの年間総売上高の四割を占めても「意外」といって善い人がほとんどだった。 サロモン教授はこのセクターは、社会的、道徳的な力であるばかりか、経済的にも重要な力なのだと言論する。少なくとも統計がどのくらいだったか、フランスは下方、エジプトは上方を越す非営利セクターが確認された。世界は同じ方向に向かって動いている。

非営利セクター 国際調査から

①

こんな結果が、比較研究から見えた。非営利セクターの現状に現れた。五年がかりでまとまった世界初の調査は、この分野が社会と生活に欠かすべくなかったことを示す一方で、これまでの先入観とつがえす多くの事実も浮き彫りにしている。

国際協力実現 参加者20人に

調査は米、英、仏、独、伊、ハンガリー、ブラジル、カナダ、エジプト、

予想超すパワー浮き彫り

日本で140万人従事、米に次ぐ

らに急増は続いた。

同教授は報告の前に、非営利セクターとはそもそも何なのかという、ことばの定義をめぐって問題を説明した。これは第三セクターとも呼ばれ、第一のセクターが政府・行政の機関、第二がビジネス界を指す。いずれにも属さないのが第三のセクターで、何より営利目的ではないから、非営利、ノンプロ

職業のすそ野 急速に広がる

そうした実情から、研究者たちは非営利セクターの基盤を設けた。それは「きちんとした組織形態を持つ」「民間の組織であり、政府機関とは別

った。わずかにあっても「肉はすれた」といふことだ。これらはいずれも、近年急増に拡大してきた潮流だが、各国とも興味づけがばらばらで、統計のとりよががなかなか難しい。 とにかくその規模を見よう。機関の総数は今回報告されたが、まず非営利セクターの職員は、米國七百七万人で二位二位は日本で四百四十万人。「日本はこの分野の活動が小さいといわれていただけに、驚くべき結果」というコメントが付けられている。

のに、こんな比較を示す。非営利セクター全体の国ごとの雇用は、「米國はゼネラル・モーターズ(GM)の十倍、英國はユニバーズの三倍、日本は日立の五倍、ドイツはダイムラー・ベンツの三倍」という具合。また、雇用のすそ野拡大への貢献も顕著で、雇用機会が政府・企業の上回って増大しているといふ。

③

日本経済新聞

一九九五年二月一二日

非営利セクター 国際調査から

「専ら含意」(夏外な数字) 予
想(大々)進んで——。ジョン・
ホプキンス大学非営利セクター国際比
較研究のまとめには、こんな表現が報

資金独立の“神話”崩れる

役割多様化の一方で課題

告の各所に出てくる。それは規模が一
般の予想をはるかに越していた点だ
ではない。

収入源の多く 公的補助頼み

その顕著な事例が、収入額だった。
この分野は非営利の「主通」、政府
・行政から独立し、「ビジネス」として利
潤を追求するわけでもない。だから一
般的には、運営資金は政府の公的補助

や事業収入には頼らないと思われてい
る。国の助成を受けても去はあくま
で民間からの寄付などの見解である。
ところが調査で現れた結果は、そ
うした見方は現実には合わないばかり
か、まったくの的外れだった。研究報
告では、そうした結果をいくつも統
括グラフにまとめ、「目撃」の編
集を心がけてる。調査対象7カ国に
ついての収入額のグラフを見て、そ
れが鮮明に浮き出る。

全体の中では至って佳ではなかった。
要するに比喩がなければ、この国も
事業収入や国の補助に頼っている。い
わばこれまで「神話」がくもれたこ
ともなる。

「各国の収入構成にきつた違い
はなく、むしろ同じような形を運営さ
れている事実。これが明らかになった
ことが極めて重要」と研究報告はい
う。また非営利セクターは多様な形態
をもつと同時に、その目的も社会福

「世界共通の視点で把握できるとい
幅広い」と考えを述べた。各国はその国
の事情に応じて、あてはまらないもの
を除いて、データを役立ててくれるは
い」とサラモン教授の説明だった。
ではなぜ、こうした分野が拡大し

文化を 支える



レスター・サラモン氏

平均すると、非営利セクターが頼る
財源で最も多いのは会費(事業収入)
で、次いで四七〇に上る。そして「公
的補助」も四三〇の高率で、「民間の
寄付」はなんと二〇にすぎない。
今回の国際調査のまとめ役であるジ
ョーン・ホプキンス大学教授レスター
・サラモン氏は、ここに米国の場合を
「最も専ら含意」と表現する。と
いうのも、米国は先進諸国の中で民
間の財団が数多く、企業や個
人の寄付活動も活発なことで知られ
る。そのため、非営利セクターも民間
寄付の割合がかなり高いはず、と専門
家も予想していたからだ。

同左 一九九五年二月一九日

日本や英、仏などに比べれば、米国の
の民間寄付ははるかに強力だが、資金

日本の非営利セクターの集計

団体数	年間 経常支出 (百万円)	雇用者数
文化	202,124	16,109
学術・研究	5,412,975	444,930
医療・健康	3,796,106	534,412
教育・サービス	2,466,793	279,625
環境運動	30,909	2,616
地域開発運動	35,438	4,418
市民権運動	508,313	11,773
フィランソロ ピー活動助成	152,533	1,946
国際活動	66,651	4,591
経済・労働	2,592,447	90,416
その他	1,037,224	49,299
合計	16,301,513	1,440,135

目立つ日本
教育や医療

対立を超えて
政府と協調へ

いすれにせよ、これまで黙然として
いたそのその急事まで含めて明らか
にされた。その結果、「非営利セク
ター」というだけで、すべてが「神話
を備えている」と考えるのも、「一
つの神話」(サラモン教授は指摘す

ているのか。近代国家の社会福祉政策
が行きつまり、民間独自の活動が必要
になった事情、世界規模の環境問題が、
民間による解決を要とした。画
一的ではない多様な価値観による生き
方が求められ、民間の役割が増大。加
えて市民社会の成熟、情報ネットワー
クの広がり、市民が参加しやすくな
った」などが、さまざまな見解が見
られる。

調査は最後に、政府がこの分野を自
分の代理人として見下したり、双
方を敵対関係とする風潮に警鐘を鳴ら
すとして「パートナーシップの関係」
へ進むべきだと、各国で起きてい
る新しい協調システムを紹介してい
る。(青)

社説

地球規模の環境保護から高齢化社会の福祉問題まで、ボランティアによる市民活動が年々増えているなか、市民らが作る草の根組織に、米国の民間非営利組織(NPO)と同じような法人格を与えて社会的に認めると同時に、税の優遇措置で財政的基盤を確立させる機運が高まっている。

日本社会の成熟化と豊かな社会の創出には市民のボラン

ティア活動が不可欠であるとの立場から、私たちは草の根組織に対する法人格取得条件の緩和へ積極的な取り組みを政府に望みたい。

全国に無数にあるといっているボランティア組織のほとんどが任意団体であり、法人格を持っていない点が規

模拡大の大きな壁となっている。

いわゆる民法法人である財団法人、社団法人とも、多額な基本金ほかの厳しい条件があって、なかなか法人格は取得できない。たとえ取得できても主務官庁の監督を受けるため、行政に注文をつける機会が多い

「草の根組織」の法人化を

市民団体にはそぐわない面が強い。

人材の確保も社会的認知がないため困難を伴い、確保できても社会保険が使えないうえ、事務所や用品は個人名義のため死亡した場合は相続税の問題が出ているのが実情だ。

このため収益が出る事業部分を株

式会社や有限会社にして本来の非営利部門が事務所などを借りる形式をとっている団体もあり、営利を目的とする会社名と非営利の組織名の看板が並ぶ矛盾が現実には起きている。

そこで米国社会の活性化で強い原動力になっていると評価の高いNPO(ノン・プロフィット・オーガニ

ゼーション)法の存在が注目を浴びた。同法は利益を設立者や出資者らに分配せず、すべて活動の目的に再投資する非配当を原則に、名称や責任者名などを書き込んだ簡単な書類を州政府に提出するか郵送すれば数日の審査で認可が下りる民間法人の

制度で、全米で登録団体は約百万と

いわれる。州税、連邦税とも免税措置がとられ、より公益性の高い約五十万の団体に対する寄付金は所得から控除を受けられるシステムだ。

この米国の例を参考にしつつ、我が国でも「総合研究開発機構」が行う政策や企業で対応しにくい問題に取り組み市民活動の組織を第三の力として位置付けた「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」を進め「民間公益活動基本法」

の制定を提案する一方、新鋭さがけが法案作りの検討プロジェクトを発足させた。大阪でも今月下旬に国際シンポジウムが開催される。こうした動きに対して政府の反応はまた表立って出ていない。諸官庁の権限を結果的に奪ったため、ほかの

規制緩和と同様に官僚の抵抗も小さくないだろう。

免税措置による税収減、あるいは脱税の温床になる恐れがある、といった議論も起きよう。

当然ながら、米国の制度をそのまま直輸入するだけで問題の解決にはならない。もとより市民団体も社会的責任をより自覚して行政の下請け的な存在から脱皮して政策提案を行う組織力の強化も必要である。

しかし、住民参加なくして近未来株式会社などの営利組織よりも、善意の非営利団体の方が法人格の取得が困難である矛盾は、一日も早く解消しなければならぬ。

④ 毎日新聞 一九九五年一月一六日

BOUN KANPU

阪神大震災の様式、関係者に
 フォックスで送り続けた国会議員が
 いる。
 さまがけの高員裕一氏(した)。
 神戸市東灘区の自宅で地震に遭
 い、被災地の実情や取るべき対策
 を国会議員や役所、ボランティア
 団体、マスコミなどに訴え続けた。
 メッセージは多岐にわたるが、
 一つは、行政の無力まで、町が余
 力不足に至るまで指摘された。一
 方、全国各地から駆け
 付けたボランティア団
 体などがき細かい救
 援活動を展開してい
 る。その人数は、二十
 二日には七人以上に
 上った。このうち、約
 五千人は阪神西宮北口
 駅から被災地に徒歩で
 荷物運搬役を黙々とこなし
 た。

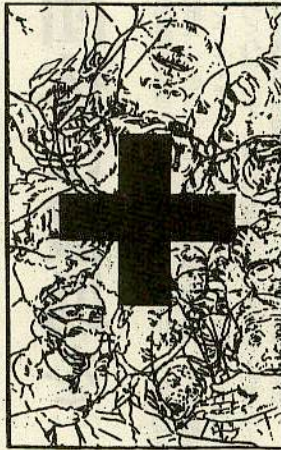
望風雲

編集委員・中村啓三

りにも経済優先に迫られているこ
 とへの反省だ。同時に、ボランテ
 ィアの力強さや、地域コミュニテ
 イーづくりの機運に新しい都市造り
 の示唆があるという。
 救援の一義的責任は行政にある
 にしても、すべてを行政の責任に
 ゆだねることはできない。個人の
 努力にも限界がある。つづれた家
 に閉じ込められた人を助けるに
 は、人海戦術でかわらほいでい
 く以外にない。でも、多くの人は
 自分の家族が心配で力を合わせる
 ことができない。
 それぞれの町内に井戸を掘っ
 て、日ごほ井戸を守ることを
 通して助け合う訓練をしていた
 ら、もっと多くの人が助けられた
 のではないかと願う。今度の大震災は行政の混乱と
 力不足に至るまで指摘された。一
 方、全国各地から駆け
 付けたボランティア団
 体などがき細かい救
 援活動を展開してい
 る。その人数は、二十
 二日には七人以上に
 上った。このうち、約
 五千人は阪神西宮北口
 駅から被災地に徒歩で
 荷物運搬役を黙々とこな
 した。

非営利団体育つ社会に

から、連帯が相互扶助の精神は
 生まれにくい。効率が重視される
 から、歴史遺産の保護、環境、安
 全といった考え方が衝突しがち
 だ。人々の関心は所得を主とする職
 場配属が希薄になる。
 かつての五人組「隣組」は、
 権力者が統治するために作ったも
 ろして、市場原理を生かしながら、
 社会主義の相互扶助の考えを
 実現する福祉国家が資本主義の目
 標とされた時代もあった。
 ところが、社会主義には資本主
 義以上の欠陥があることが分か
 り、福祉国家も一九七三年の石油
 危機以降、各国で行き詰まりを見
 せている。



のだが、もともとあった相互扶助
 の単位を制度化した面があった。
 近代化の中で、こうしたコミュニ
 ティーは急速に崩れていった。
 十数年前まで、社会主義は資本
 主義社会の欠陥を修正する役割を
 果たしてきた。男女平等、植民地
 解放、労働時間の短縮といった価
 値は資本主義の原理とは別の発想
 で実現した。

昨年、フォーリン・アフェアーズ
 誌に『非営利セクターの台頭』
 という論文を発表したジョンズ・
 ホプキンス大学のサラモン教授
 は、NPOがこの国でも急速に
 重きをなしてきた背景として、福
 祉国家の行き詰まり、途上国の開
 発の困難性、環境の悪化、社会主
 義の行き詰まりの「四つの危機」
 を挙げた。

阪神大震災の経験から、都市化
 の進展と大規模災害への対応を付
 け加えてもいいかもれない。
 二十三日、東京で開かれたNPO
 の国際比較のシンポジウムで
 は、何をNPOと見るとかに議論が
 集中した。しかし、自分たちで問
 題を解決しようとするボランテ
 ア団体がNPOであることには異
 論はなかった。

大震災を契機に、救済を行政に
 求めるだけでなく、相互扶助精神
 で自分たちの手で解決しようとい
 う発想が全国的に広がり、地域
 コミュニティーの再建の動きが出
 てきたことだ。日本社会の大き
 な転換点になる。
 当然、日本でも、NPOをどう
 育て、社会的に認知していくかが
 大きな政治課題になる。

オピニオン・解説

阪神地区などを襲った大地震の三日後、現地基地で被災者救済活動を始めて一カ月余りが経過した。ボランティア参加者が毎週増え続け、一カ月で延べ一万人近くになった。会の愛称は民間非営利団体による応援団を意味する「NPO応援団」。行政と連携しながら独立して被災した人々を応援している。

この間の被災地でのボランティアの立ち上がりは、単身グループや団体に所属する人、行政への登録者など様々な人々を応援している。

私たちの会の活動基地を仕切る大阪ボランティア協会は、この間、土、日曜に五百一六百人ずつ押し寄せるボランティアを二、三時間で受け付け、仕事を振り分けている。通常の協会の新規受け付けは年間

□ □ □

約一人なので、週末の二日間だけで一年分以上の仕事をしていなければならない。「ボランティアを集めさえすれば」と考えた阪神地区の自治体は、結果として二万人近くの人々を登録と日警化させていくには三つのレベルで課題がある。

見

佐野 章二

意

約一人なので、週末の二日間だけで一年分以上の仕事をしていなければならない。「ボランティアを集めさえすれば」と考えた阪神地区の自治体は、結果として二万人近くの人々を登録と日警化させていくには三つのレベルで課題がある。

一つ目は、ボランティアを

二つ目は、ボランティアの

三つ目は、ボランティアの

□ □ □



非営利団体に援助を

受け入れている団体やネットワークのレベルである。

殺到するボランティアがよ

りよ活動できるようにする

には、ボランティアを受け入

れる、調整業務に当てる常駐

スタッフのいる市民団体の存在

が不可欠である。そして、そ

の団体の活動を維持するには

運営資金が必要だ。ボランテ

ィアをネットワーク化する動

きとして「東灘・地域助け合

いネットワークがある。こ

れには「応援する市民の会」

も参加している。

専門化の動きとしては、医

療「建物診断」などから「視

覚障害被災者支援」「高齢者

を対象としたホームステイ

「お風呂（お）ネットワーク

市民セクター、ボランティア

団体へのスケールの大きな資

金援助が求められている。

「夜も含め計五、六人、三と「専門化」の動きが出てい

る。行政登録ボランティア制

度の無効性に気づいた西宮市

民セクターレベルでの対応で

ある。

「西宮ネットワーク」を結成

した。また、地元ボランティア

の主導により外部ボランテ

ィアをネットワーク化する動

きとして「東灘・地域助け合

いネットワークがある。こ

れには「応援する市民の会」

も参加している。

「お風呂（お）ネットワーク」

市民セクター、ボランティア

団体へのスケールの大きな資

金援助が求められている。

「お風呂（お）ネットワーク

市民セクター、ボランティア

団体へのスケールの大きな資

金援助が求められている。

「お風呂（お）ネットワーク

市民セクター、ボランティア

団体へのスケールの大きな資

金援助が求められている。

将来は、それを総額一千億

円程度の多様な基金に育てる

ことを視野に入れるべきだ

ら。ボランティアの動きに触

発された政府は関係官庁連絡

会議を開き、市民公益団体の

法人格取得や支援方法につ

て検討することを決めた。市

民サイドでも多方面から声

上げ連絡会議を立ち上げ、

独自の提案や働き掛けを行

う必要がある。阪神大震災で

体験をボランティア市民革命

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

の始まりにした。

⑥ 日本経済新聞 一九九五年二月二七日

日本経済に活路はあるか

パブル経済の崩壊後も、輸出主導の日本経済の構造に変化はない。一九九三年の日本の国際収支の経営黒字は約千三百億。今年に入って縮小傾向が見られるものの、高水準が続いており、日米摩擦を引き起こしている。

日本の市場開放を阻む最大の要因として、海外から標的にされているのは、一万件を超す許認可による各種の規制である。国内でも、「内外価格差」の是正を求める消費者の声や、事業領域の拡大をにらんだ経済界からの強い要望が出て、「規制緩和」の大会唱がおきている。

昨年暮れ、首相の私的諮問機関「経済改革研究会（平岩研究会）」は、経済的効率性を高める目的で行われている経済的規制については原則的に撤廃すべきだとの考えを打ち出したが、緩和への具体的な道筋はついていない。

経済の構造転換が遅れる中で、円高をきっかけに産業が海外に移転する「空洞化」の進行、「リスト」この名目による雇用調整などの問題もある。高い成長率を維持してきた日本経済は、最大の曲がり角に立っている。

選択肢を 考える

統一対立軸は何か

③



経済評論家
内橋 克人氏

◆二十一世紀に向け、日本経済がまず取り組む課題は何でしょうか。

世界の多くの国では、まずゴール、つまり二十一世紀のこの時点でこういう社会をつくるという目標を設定する。次にそこに近づくための最適のルートを選択する。次にそこに近づくための最適のルートを選択する。次にそこに近づくための最適のルートを選択する。

◆日本経済のどこが深刻なんでしょうか。

すべて雇用問題に行き着く。背景には市場経済の新しいライバルが登場している。旧社主主義や第三世界、日本でいえば東アジアや中国から、先進国の資本を使っ

た、けた違いに安い商品が流入している。本音の意味での経済摩擦はここに起き

る。エネルギー、食糧、雇用、環境、その環境に対応できる産業構造はどうあるべきか、という形でゴールを決め、それを実現するた

め何が必要かという考え方をすれば、そこに対立軸が生まれてくる。

◆日本経済のどこが深刻なんでしょうか。

すべて雇用問題に行き着く。背景には市場経済の新しいライバルが登場している。旧社主主義や第三世界、日本でいえば東アジアや中国から、先進国の資本を使っ

た、けた違いに安い商品が流入している。本音の意味での経済摩擦はここに起き

る。エネルギー、食糧、雇用、環境、その環境に対応できる産業構造はどうあるべきか、という形でゴールを決め、それを実現するた

め何が必要かという考え方をすれば、そこに対立軸が生まれてくる。

◆日本経済のどこが深刻なんでしょうか。

すべて雇用問題に行き着く。背景には市場経済の新しいライバルが登場している。旧社主主義や第三世界、日本でいえば東アジアや中国から、先進国の資本を使っ

た、けた違いに安い商品が流入している。本音の意味での経済摩擦はここに起き

る。エネルギー、食糧、雇用、環境、その環境に対応できる産業構造はどうあるべきか、という形でゴールを決め、それを実現するた

多様な雇用主体が必要

調整の自由化だ。戦後、被ただけに危機は深刻だ。中雇用者の権利が営々と築かれてきた。それは雇用主にとって規制だ。規制を緩和すれば新たな産業が起る。労働者を吸収する。企業だけが一次的にモノやサービスを供給するのでなく、利潤追求を原理としない事業、例えば市民事業や労働者協同組合などを育てる。多層的経済社会を考えないといけない。介護や福祉の問題など利潤原理から外れたところに市民社会が必要とするサービスやモノがある。企業と並んでさまざまな雇用主体がある社会を考え、二十一世紀に向けて、日本が新しいモデルを示していかなければならない。

原則で、ある国が一つの分野で覇権を確立するということであってはならない。覇権型の開放を迫られたら拒否すべきだ。

◆日本経済にどんな選択がありますか。

日本はこれまで安泰だった。規制緩和の本質は、雇用

件費削減しなくなり、これが雇用調整が始まる。どう調整していくか、一体だれを外に出すんだ、となると大変な問題になる。

◆規制緩和や市場開放が盛んにいわれています。

「神戶新聞記者を経て経済評論家。主な著書に、『匠（たくみ）の時代』『破綻か再生か』など」